

令和3年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要

総務省は、各府省に対して、概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について、総務大臣名及び総務副大臣名で申入れを行うこととしました。

I 申入れ件数

本年度申入れ 31件（前年度 34件）

うち各府省共通事項 13件（ 〃 13件）

各府省個別事項 18件（ 〃 21件）

※令和元年度申入れからの増減：新規4件、項目統合2件、廃止4件

II 申入れ事項

1 共通事項

I 震災からの復旧・復興の推進等

- 1 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進
- 2 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 3 国庫補助負担金の整理合理化等

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

- 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

IV その他

- 新 1 新型コロナウイルス感染症への対応の推進
- 新 2 次世代型行政サービスの推進
- 3 公共施設等の適正管理の推進
- 4 会計年度任用職員に係る財政措置

2 個別事項

(内閣官房)

- 1 全世代型社会保障制度改革の推進
- 2 地方創生に係る交付金制度の改善
- 3 外国人材の受入れ環境整備の推進

(内閣府)

- 1 子育て支援施策の一層の充実
- 2 全世代型社会保障制度改革の推進
- 3 地方創生に係る交付金制度の改善
- 4 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 5 PPP／PFIの推進

(消費者庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(法務省)

- 1 所有者不明土地等対策の推進等

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(文部科学省)

- 1 子育て支援施策の一層の充実
- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 3 教職員定数の増加の抑制

(厚生労働省)

- 1 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 2 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 3 介護保険制度の安定的な運営の推進等
- 4 子育て支援施策の一層の充実
- 5 全世代型社会保障制度改革の推進
- 6 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 7 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化
- 8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進

(農林水産省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 新** 3 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 4 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 5 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善

(林野庁)

- 1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

(経済産業省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(国土交通省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 所有者不明土地等対策の推進等
- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 新** 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 7 社会資本整備総合交付金制度の改善等

(環境省)

- 1 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 新** 2 廃棄物処理体制の広域化の推進

(連絡先)

自治財政局調整課

担 当： 橋本理事官、江戸係長、馬場、玉田

連絡先：(代表) 03-5253-5111

(直通) 03-5253-5618

(FAX) 03-5253-5620

令和3年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

➤ 毎年度、概算要求基準の閣議了解時(※)に、各府省に対し、地方財政措置について申入れ

※ 今年度は、閣議において、財務大臣が概算要求の具体的な方針について発言

【参考】地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

<主な申入れ項目> ◎は新規項目

東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

○ 東日本大震災及び近年の自然災害からの復旧・復興に向けた事業を円滑に推進するため、必要な財政措置を講じられたいこと

(参考) 近年の主な自然災害

| | |
|-------|----------------|
| 平成28年 | 熊本地震 |
| 平成30年 | 7月豪雨、北海道胆振東部地震 |
| 令和元年 | 房総半島台風、東日本台風 |
| 令和2年 | 7月豪雨 |

◎新型コロナウイルス感染症への対応の推進

○ 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ及び「新たな日常」の実現に係る施策を推進するに当たっては、
・地方の意見を十分に踏まえ
・財源確保をはじめとした必要な措置を講じられたいこと

(参考) 新型コロナウイルス感染症への対応

【経済財政運営と改革の基本方針2020(抜粋)】

以上のような新しい未来に向けた新たな経済社会の姿を実現するためにも、**感染症拡大への対応**と**経済活動の段階的引上げ**や激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「**新たな日常**」の実現を目指す必要がある。

◎次世代型行政サービスの推進

- **マイナンバー制度の抜本的改善、地方公共団体のシステムの標準化、電子申請等による手続の簡素化・迅速化について、国費の確保など、必要な措置を講じられたいこと**

(参考)

「マイナンバー制度の抜本的改善」

→ 33の検討課題について、年内に、新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していく

※ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG資料(抜粋)

「地方公共団体のシステムの標準化」

→ 地方制度調査会の答申を踏まえ、**法制上の措置**を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。

※ 経済財政運営と改革の基本方針2020(抜粋)

標準化を検討する17システム

住民基本台帳、税務、国民健康保険、児童手当 等

持続可能な地域医療提供体制の確保

- 「基本方針2020」に基づき、**工程の具体化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとされたいこと**
- **地域医療構想調整会議における議論に必要なデータの提供や先進事例の横展開などの支援を行われたいこと**
- **新たな病床ダウンサイジング支援(全額国費)及び地域医療介護総合確保基金に対し、所要の財源を確保されたいこと**

(参考)2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革

I. 医療施設の最適配置の実現と連携

(地域医療構想の実現:2025年中に実現)

II. 医師・医療従事者の働き方改革

(医師の時間外労働に対する上限規制:2024年度～)

III. 実効性のある医師偏在対策

(医師偏在是正の達成:2036年度まで)

**三位一体
で推進**

※「第2回地域医療確保に関する国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料

子育て支援施策の一層の充実

- 待機児童の解消に向け、**保育の受け皿整備**に取り組むに当たっては、**地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源を確保されたいこと**
- **認可外保育施設の無償化に係る措置や、いわゆる幼児教育類似施設(※)に対する支援のあり方の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと**

※幼稚園等に通っていない満3歳以上の幼児を対象に、自然体験等を通じた多様な集団的な活動を行う、定期的に教育・保育や子育て支援を提供する施設等

(参考)保育の受け皿整備の状況

子育て安心プラン(平成29年6月2日厚生労働省公表):
平成30~令和2年度末で約32万人分の受け皿を確保

| | H30 | R元(見込み) | R2(見込み) |
|------------|--------|---------|---------|
| 市区町村拡大量 | 約8.6万人 | 約9.7万人 | 約5.5万人 |
| 企業主導型保育拡大量 | 約3.6万人 | 約2.0万人 | |

約29.7万人

※「待機児童の解消に向けた取組の状況について」(令和元年9月 厚生労働省)

全世代型社会保障制度改革の推進

- 令和2年末に取りまとめられる予定の**全世代型社会保障検討会議の最終報告に向けた検討**に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、**地方の意見を十分に踏まえられたいこと**

(参考) 全世代型社会保障検討会議の今後のスケジュール

| | |
|---------|-------------------|
| 令和元年12月 | 第1次中間報告 |
| 令和2年6月 | 第2次中間報告 |
| ⋮ | 医療等について最終報告に向けて検討 |
| 令和2年末 | 最終報告取りまとめ(予定) |

◎地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進

- 地域の安全・安心を確保するため、**地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施**できるよう、**必要な財政措置を講じられたいこと**

(参考) 道路インフラの点検結果(地方公共団体管理分、H30年度末時点)

(単位:箇所)

| 施設 | 合計 | 判定区分 | | | | Ⅲ・Ⅳの割合 | Ⅲ・Ⅳの修繕着手率 |
|--------|---------|---------|---------|--------|-----|--------|-----------|
| | | I | II | III | IV | | |
| 橋梁 | 656,298 | 273,277 | 320,044 | 62,299 | 678 | 9.6% | 20% |
| トンネル | 7,318 | 163 | 3,952 | 3,143 | 60 | 43.8% | 24% |
| 道路附属物等 | 16,779 | 3,840 | 8,960 | 3,956 | 23 | 23.7% | 18% |

【判定区分】 I:健全 II:予防保全段階 III:早期措置段階 IV:緊急措置段階

→ 判定区分Ⅲ・Ⅳは、令和5年度までに措置を講ずべき施設

※「道路メンテナンス年報」(令和元年8月 国土交通省)

◎廃棄物処理体制の広域化の推進

- 廃棄物の広域的な処理等による**安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進**するため、**必要な財政措置を講じられたいこと**

(参考) 循環型社会形成推進交付金における運搬中継施設の交付対象

| | 現地建替 | 新設 |
|------|------|----|
| 可燃ごみ | × | × |
| 不燃ごみ | ○ | × |

→ 上記のすべてを交付対象とするよう申入れ

令和3年度の各府省への申入れのその他項目

[基本的項目]

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化

[その他]

- 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 介護保険制度の安定的な運営の推進等
- 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化
- 教職員定数の増加の抑制
- 地方創生に係る交付金制度の改善
- 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 所有者不明土地等対策の推進等
- 会計年度任用職員に係る財政措置
- 国土強靱化及び防災・減災対策の推進
- 公共施設等の適正管理の推進
- 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- PPP／PFIの推進
- 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

(写)

総財調第18号
令和2年7月21日

関係各大臣 殿

総務大臣 高市 早苗

令和3年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、経済・財政一体改革は、国・地方共通の重要な課題であります。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、経済・財政一体改革を推進する際には、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むことが重要であります。

また、地方分権改革については、地方創生の極めて重要なテーマであり、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであるため、地方に対する事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し等を推進する必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、令和3年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、下記の内容を含めて、貴府省に対し要請いたしました事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興などに係る必要な措置を講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応の推進に係る必要な措置を講じること。
- 3 社会保障制度改革に係る必要な措置を講じること。

(写)

総財調第19号
令和2年7月21日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 長谷川 岳

令和3年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から令和3年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第20号
令和2年7月21日

財務副大臣 殿

総務副大臣 長谷川 岳

令和3年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、令和3年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第21号
令和2年7月21日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長
(公印省略)

令和3年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、令和3年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

[共 通 事 項]

| 項 目 | | 頁 |
|-----------------------------|--------------------------------------------|---|
| I 震災からの復旧・復興の推進等 | | |
| 1 | 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進…………… | 1 |
| 2 | 国土強靱化及び防災・減災対策の推進…………… | 1 |
| II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化 | | |
| 1 | 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等…………… | 1 |
| 2 | 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等…………… | 1 |
| 3 | 国庫補助負担金の整理合理化等…………… | 2 |
| III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等 | | |
| 1 | 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消…………… | 2 |
| 2 | 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等…………… | 2 |
| 3 | 国と地方公共団体の財政負担の適正化…………… | 2 |
| 4 | 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力 | 2 |
| IV その他 | | |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症への対応の推進…………… | 3 |
| 2 | 次世代型行政サービスの推進…………… | 3 |
| 3 | 公共施設等の適正管理の推進…………… | 3 |
| 4 | 会計年度任用職員に係る財政措置…………… | 3 |

[個 別 事 項]

| 省 庁 名 | 項 目 | 頁 |
|---------|------------------------|---|
| 内 閣 官 房 | 1 全世代型社会保障制度改革の推進…………… | 4 |
| | 2 地方創生に係る交付金制度の改善…………… | 4 |
| | 3 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 4 |
| 内 閣 府 | 1 子育て支援施策の一層の充実…………… | 4 |
| | 2 全世代型社会保障制度改革の推進…………… | 5 |
| | 3 地方創生に係る交付金制度の改善…………… | 5 |
| | 4 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 5 |
| | 5 PPP／PFIの推進…………… | 5 |
| 消 費 者 庁 | 1 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 5 |

| 省庁名 | 項 目 | 頁 |
|--------------|---------------------------------|----|
| 法 務 省 | 1 所有者不明土地等対策の推進等…………… | 6 |
| 出入国在留 管理庁 | 1 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 6 |
| 文部科学省 | 1 子育て支援施策の一層の充実…………… | 6 |
| | 2 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 7 |
| | 3 教職員定数の増加の抑制…………… | 7 |
| 厚生労働省 | 1 持続可能な地域医療提供体制の確保…………… | 7 |
| | 2 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等…………… | 8 |
| | 3 介護保険制度の安定的な運営の推進等…………… | 8 |
| | 4 子育て支援施策の一層の充実…………… | 8 |
| | 5 全世代型社会保障制度改革の推進…………… | 9 |
| | 6 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 9 |
| | 7 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化…………… | 9 |
| | 8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進 | 9 |
| 農林水産省 | 1 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 9 |
| | 2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進 | 10 |
| | 3 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進… | 10 |
| | 4 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底…………… | 10 |
| | 5 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善 | 10 |
| 林 野 庁 | 1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進…………… | 10 |
| 経済産業省 | 1 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 11 |
| 国土交通省 | 1 外国人材の受入れ環境整備の推進…………… | 11 |
| | 2 所有者不明土地等対策の推進等…………… | 11 |
| | 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進 | 11 |
| | 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進… | 11 |
| | 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底…………… | 12 |
| | 6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善 | 12 |
| | 7 社会資本整備総合交付金制度の改善等…………… | 12 |
| 環 境 省 | 1 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進 | 12 |
| | 2 廃棄物処理体制の広域化の推進…………… | 12 |

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

【共通事項】

I 震災からの復旧・復興の推進等

1 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）及び「令和 3 年度以降の復興の取組について（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）」に基づく事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

2 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

国土強靱化に関する施策及び南海トラフ地震や首都直下地震等に関する防災・減災対策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置づけられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等の国と地方の役割分担の見直し及び義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減や必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策において見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標の設定に当たっては、国庫負担金については、国と地方の役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くとともに、国庫負担金の制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、国庫補助金における更なるインセンティブの仕組みの強化を進めるに当たっては、社会保障をはじめとする行政サービスの担い手である地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社並びに林業公社等の国の施策に関連して設立された第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に影響を及ぼすおそれがあるため、財政的リスクの高い第三セクター等について策定された経営健全化のための方針に基づく取組をはじめ、第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、適切な支援を行う等、積極的に協力されたいこと。

IV その他

1 新型コロナウイルス感染症への対応の推進

新型コロナウイルス感染症への対応について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」に基づき、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ及び「新たな日常」の実現に係る施策を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 次世代型行政サービスの推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」に基づき、マイナンバー制度の抜本的改善、地方公共団体の基幹系業務システムの標準化に向けた取組及び電子申請等による手続の簡素化・迅速化への取組等、次世代型行政サービスの推進に当たっては、所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

3 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の「公共施設等総合管理計画」等に基づき策定することとされている「個別施設計画」について、令和 2 年度末までに未策定の場合は、施設ごとに、策定が遅れている理由を踏まえ、早急に策定されるよう必要な対策を講じるとともに、個別施設計画に基づく老朽化対策等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

4 会計年度任用職員に係る財政措置

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 29 号）に基づき、令和 2 年度から施行された会計年度任用職員制度において、令和 3 年度に期末手当の支給月数が平年度化することを踏まえ、会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、その事業の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

1 全世代型社会保障制度改革の推進（同旨内閣府、厚生労働省）

令和2年末に取りまとめられる予定の全世代型社会保障検討会議の最終報告に向けた検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 地方創生に係る交付金制度の改善（同旨内閣府）

地方公共団体が第2期「総合戦略」を勘案して定める「地方版総合戦略」に基づく取組を着実に推進できるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、地方創生推進交付金については、申請手続の簡素化等を図るとともに、地方公共団体が安定的・継続的に事業を実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保されたいこと。

3 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(内閣府)

1 子育て支援施策の一層の充実（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえた保育の受け皿整備や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源を確保されたいこと。

このほか、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討、及びいわゆる幼児教育類似施設に対する支援の在り方の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 全世代型社会保障制度改革の推進（同旨内閣官房、厚生労働省）

令和2年末に取りまとめられる予定の全世代型社会保障検討会議の最終報告に向けた検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 地方創生に係る交付金制度の改善（同旨内閣官房）

地方公共団体が第2期「総合戦略」を勘案して定める「地方版総合戦略」に基づく取組を着実に推進できるよう、所要の財源確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

特に、地方創生推進交付金については、申請手続の簡素化等を図るとともに、地方公共団体が安定的・継続的に事業を実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保されたいこと。

4 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

5 PPP／PFIの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、地方公共団体における多様なPPP／PFIの活用が進むよう、人口20万人未満の地方公共団体を含め、実効ある優先的検討の運用や地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充等、適切な支援を行われたいこと。

また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進のため、国・地方公共団体における成果連動型民間委託契約方式を活用した案件の動向や課題に関する情報の集約等の取組を推進されたいこと。

（消費者庁）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(法務省)

1 所有者不明土地等対策の推進等 (同旨国土交通省)

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)等を踏まえ、土地所有権の放棄を可能とする方策を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の施行後5年を経過したことを受け、同法の規定について検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(出入国在留管理庁)

1 外国人材の受入れ環境整備の推進 (同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(文部科学省)

1 子育て支援施策の一層の充実 (同旨内閣府、厚生労働省)

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえた保育の受け皿整備や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源を確保されたいこと。

このほか、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(令和元年法律第7号)附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討、及びいわゆる幼児教育類似施設に対する支援の在り方の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

3 教職員定数の増加の抑制

教職員定数については、国・地方を通じた厳しい財政状況や「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を踏まえ、教職員数の増加を伴う施策について、改善増を真に必要なものに限る等、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すことのないよう、厳に抑制されたいこと。

（厚生労働省）

1 持続可能な地域医療提供体制の確保

「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、工程の具体化を図るに当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとされたいこと。

また、地域医療構想調整会議における議論に必要なデータの提供や先進事例の横展開等、適切な支援を行われたいこと。

さらに、感染症への対応の視点も含めた持続可能な医療提供体制の確保を前提として、令和2年度に創設された新たな病床ダウンサイジング支援（全額国費）については、令和3年度以降に消費税財源による事業とするための法改正の検討に当たって、引き続き公立公的・民間の別なく支援するとともに、全額国費により所要の財源を確保されたいこと。

あわせて、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保されたいこと。

2 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる平成30年度以降の新制度を円滑に運営できるよう、「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき拡充した財政支援を着実に実施するとともに、来年度の保険者努力支援制度等の財政支援の詳細について、引き続き、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて、各地方公共団体において繰入が行われている要因等の把握・分析を行い、解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、平成30年度以降の新制度の円滑な運営に配慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

このほか、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

3 介護保険制度の安定的な運営の推進等

令和3年度介護報酬改定及び第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険事業（支援）計画の実施に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

また、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、交付の早期化や評価指標の合理化を図るとともに、所要の国費を確保されたいこと。

あわせて、介護予防・日常生活支援総合事業については、その実施状況を十分に把握し、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体を活用することにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、担い手確保への財政措置の拡充を含め、適切な支援を行われたいこと。

4 子育て支援施策の一層の充実（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえた保育の受け皿整備や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源を確保されたいこと。

このほか、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討、及びいわゆる幼児教育類似施設に対する支援の在り方の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

5 全世代型社会保障制度改革の推進（同旨内閣官房、内閣府）

令和2年末に取りまとめられる予定の全世代型社会保障検討会議の最終報告に向けた検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

6 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

7 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化

「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づく児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策の実施に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、その取組が実効性のあるものとなるよう関連する制度の運用改善を図るとともに、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に掲げる児童福祉司等の増員目標達成に向けて、地方公共団体において計画的な人材確保が可能となるよう、地域の実情を踏まえた支援策を検討し、必要な措置を講じられたいこと。

8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

（農林水産省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

3 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨国土交通省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

4 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨国土交通省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

5 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

（林野庁）

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、引き続き、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

さらに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減や販路拡大などの取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

(経済産業省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(国土交通省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）」等を踏まえた取組を進めるに当たっては、国と地方の役割を明確にした上で、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進について特定技能外国人のマッチング支援策等の必要な措置を講じるとともに、生活者としての外国人に対する支援については、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 2 所有者不明土地等対策の推進等（同旨法務省）

「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等を踏まえ、土地所有権の放棄を可能とする方策を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）の施行後5年を経過したことを受け、同法の規定について検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨農林水産省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨農林水産省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

7 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

（環境省）

1 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

2 廃棄物処理体制の広域化の推進

「廃棄物処理施設整備計画」（平成30年6月19日閣議決定）等に基づき、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化等による安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、必要な財政措置を講じられたいこと。